

意見書

平成 24 年 2 月 15 日

情報通信行政・郵政行政審議会

電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) びーびーかぶしきがいしゃ
氏 名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしきがいしゃ
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしきがいしゃ
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成24年1月23日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「実際費用方式に基づく平成 24 年度の接続料等の改定」に対する意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

【総論】

世界的な情報化社会の進展を受け、主要各国はその分野での国際競争力を顕示しようとブロードバンド・インフラ整備を国家施策として推進しています。そうした中、日本政府及び総務省殿が新成長戦略に掲げ推進する「光の道」構想は、ICT 分野における我が国の競争力の向上、及び IT 立国による日本再生を進める上で極めて重要な政策であると考えます。

今回申請がなされている 3 つの接続料のうち、「加入光ファイバ接続料」の問題については、この重要な政策の成否を左右するものであり、政府が推進する施策との整合性を確保することは勿論、東日本電信電話株式会社（以下、「NTT 東日本」という。）殿及び西日本電信電話株式会社（以下、「NTT 西日本」という。）殿（以下、併せて「NTT 東西殿」という。）の独占化の進行等、現状のルールが競争政策として大いなる課題を抱えたものであるとの視点に立脚した議論の推進が不可欠であると考えます。

また、今回同時に申請がなされている「次世代ネットワーク（以下、「NGN」という。）接続料」及び「レガシー系サービス接続料」についても、メタルから光、レガシーから IP といった電気通信市場のパラダイムシフトに際して、大きな影響を及ぼしうる重要な競争政策案件となります。

従って、今回申請がなされている 3 つの接続料については、いずれも重要な位置付けにあたるものであり、「光の道」構想との整合のみならず、マイグレーション期における電気通信事業全体の健全な発展を図るという観点から、その認可の是非等が判断されるべきと考えます。

まず、「加入光ファイバ接続料」については、「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」答申（平成 20 年 3 月 27 日）において、NTT 東西殿を含めた OSU 共用による分岐端末回線単位での接続料設定は時期尚早との結果となりました。しかしながら、分岐端末回線単位での接続が先送りされた結果、その後光アクセスサービス市場は、NTT 東西殿の独占が強まった[※]等、競争環境は後退の一途をたどっていることを考慮すると、NTT 東西殿利用部門と接続事業者との間で 1 ユーザ当たりのコストが同等となるよう、NTT 東西殿を含めた OSU 共用による分岐端末回線単位の接続料の設定が必須であると考えます。

「NGN 接続料」に関しては、多様なサービスを創出可能とする競争環境を整備し、各種プレイヤーの参入を推進することが必要であり、NTT 東西殿の NGN において、コア網である IP 網のアンバンドルの細分化、PSTN の GC 接続に相当するアンバンドルメニューの設定等の対応が必要です。

また、需要減の影響から値上げ傾向にある「レガシー系サービス接続料」については、接続料水準の低廉化及びレガシー系サービスの安定的提供の確保を可能とする新たな接続料算定方式への早期移行が必須であると考えます。

※ FTTH 市場における NTT 東西殿シェアは、平成 20 年 3 月末時点で 72.2%、平成 23 年 9 月末時点で 74.5%となっている。(総務省殿公表資料「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表」より)

以下、本申請に係る各論について、弊社共の意見の詳細を述べさせていただきます。

【各論】

1. 実績原価方式を適用するメタル回線接続料について

(1) 移行期の接続料算定について

国内の電気通信市場は、技術革新の進展に伴い市場を拡大すると共に、コアネットワーク構造は従来の PSTN から IP 網へ移行し、IP 化したネットワークを利用した通信サービスの提供においても、そのアクセス回線がメタルから光ファイバへとマイグレーションが進展しています。

しかしながら、メタル回線を利用したサービスは、光サービス提供エリア外のユーザや、国内景気の長期低迷等によりサービス価格面でメタル回線サービスに頼らざるを得ないユーザにとっては唯一のアクセス手段であることには変わりなく、依然として社会生活や経済活動の基盤を支える重要な通信サービスを担っています。

このことから、国内におけるメタル回線に係る接続料につきましては、今後、さらに利用者利便性の向上や公正競争環境を維持していく上で、メタル回線需要の減少に対応した接続料算定等についての政策的な配慮が必要不可欠なものと考えます。

(2) 算定方法見直しに向けた検討の場の設定について

現行のままで当該接続料算定を継続することは、NTT 東西殿のメタル設備維持コスト(60%を上回る未利用のメタル設備を含む)を、減少傾向にあるメタル回線利用者が負担することとなり、来年度以降もメタル回線接続料の上昇傾向は続くことが想定されます。

平成 22 年 11 月 2 日に NTT 東西殿より概括的展望が示されましたが、メタル回線設備の在り方や今後の光回線設備への具体的な移行スケジュール等、メタル回線を利用したサービスの維持やメタル回線接続料等の適切なコストの検討に資する情報は提示されていません。そのため、接続事業者は光サービスへの移行も出来ないまま、その接続料上昇分をサービス競争上利用者のサービス価格へ転嫁することも出来ない状態が続いています。この状況は、ひいては接続事業者の財務基盤を圧迫し、サービス撤退につながるものであり、結果として通信市場の公正競争環境の健全な発展を妨げ、通信サービス利用者の選択肢を消失させるものです。

弊社共は、このような状況に対し、抜本的な接続料算定の見直しを含め環境変化を踏まえたメタル回線接続料の在り方等に関する検討の場を設けるよう、強く要望してきました。これに対し「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」情報通信審議会答申(平成 23 年 12 月 20 日)において、メタルから光への移行期におけるメタル回線の接続料算定の在り方について

検討を行うよう答申がなされ、「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方に関して講ずべき措置について(要請)」(平成 24 年 2 月 2 日)において、NTT 東西殿に対し、総務省殿に平成 24 年 10 月に報告を行うよう要請されているものの、いまだ接続料算定の在り方について検討を行うための具体的な場の設定が明確化されていない状況です。従って、具体的な検討の時期や枠組みを定めた上で、関係事業者が参加する検討の場を可及的速やかに設けるべきと考えます。

なお、今回の NTT 東日本殿によるメタル回線接続料の申請につきましては、接続料の算定にあたり、東日本大震災に起因する災害特別損失のうち、被災した第一種指定電気通信設備の維持・運営に係る営業費用に相当するものについて当該接続料に算入しており、この算入については接続料規則に規定がないため、接続料規則第 3 条の許可を求めています。

弊社共としては震災対応とはいえ、NTT 東日本殿における会計処理が先行して実施されたことにより、本来、接続料規則に規定がないものについて内容の精査を実施することなく、接続料へ算入することを性急に許可することは早計であると考えます。まずは弊社共が要望する算定方法の抜本的見直しに向けた検討の場において、当該接続料へ算入することについて議論を尽くし、接続料算定の在り方と併せて考え方を整理すべきと考えます。

(3)NTT 東西殿によるコスト削減の実現と方策の開示について

平成 23 年度当該接続料算定につきましては、算定対象となる平成 21 年度の NTT 東西殿会計処理において、土木設備の耐用年数の適正化(27 年→50 年)が図られました。しかし、架空メタルケーブル、地下メタルケーブルにつきましては、現状でも適正化が図られておらず、現状の利用状況に応じた法定耐用年数の適正化が平成 23 年度会計において実施されることが必要と考えます。

また、現在 NTT 東西殿が取り組んでいるコスト削減の具体的な方策について、接続事業者の予見性を高めるため、並びに回線需要減少に応じたコスト削減が実施されていることを接続事業者でも検証可能とするために、接続事業者へ開示することが必要と考えます。具体的には、平成 22 年度に実施したものと、平成 23 年度以降に新たに実施しているものに区分した上で、NTT 東西殿自らがコスト削減の取組を具体的に提示し(例えば、施設保全における人員削減、体制の見直し、システムによる効率化等)、それぞれの費用と削減金額及び削減率を接続事業者へ開示することが必要と考えます。

なお、メタル回線接続料等を構成する費用項目において、NTT 東西殿は利用回線の需要減少に応じたコスト削減に努めることが要請されていますが、結果的に回線需要減少に応じたコスト削減は実現されていません。要請されたコスト削減効果が見られないことは、競争環境が無い中で NTT 東西殿の自助努力によるコスト削減には限界があることを示していることから、NTT 東西殿に対し、現在未利用となっている残置メタル回線コストを接続料算定の対象から段階的に除外すること等、NTT 東西殿自らのコスト削減インセンティブが機能する施策の検討を要望いたします。

(4)回線管理運営費の上昇要因について

平成 24 年 2 月 10 日付文書「各種申込受付システムの機能追加について」において、現状、システムを介さずに、定期的に FAX・電子メールで実施している DSL 及び直取電話(ドライカップ)の業務について、業務効率化及びセキュリティ保護の強化を目的として「DSL 開通申込受付システム」を利用して行えるよう、当該システムへ機能追加を行う旨の通知が NTT 東西殿よりシステム利用事業者宛になされました。しかしながら、セキュリティ保護の強化という点では、既に接続事業者より要望したパスワード設定による電子メールを利用した業務により目的は果たしているため、接続事業者の観点では更なるシステム開発は不要なものと考えます。

この機能追加に伴うシステム開発が実施された場合、NTT 東西殿それぞれ ●円、●円(合計約●円)が発生し、当該費用は平成 26 年度以降の回線管理運営費へ反映され接続料の上昇要因となります。また、NTT 東西殿によるシステム開発に伴い、接続事業者側のシステム改修及び運用体制の見直し等が発生し、NTT 東西殿の開発費用以外にも接続事業者側で膨大な改修対応作業とコストが発生することとなります。

システム開発にあたっては、NTT 東西殿の一方向的な通知だけでなく、当該システム利用事業者の要望を踏まえ更改の有無を判断し、更なる追加機能開発が必要な場合には NTT 東西殿がその費用対効果を接続事業者へ十分な期間を設け説明し明確化した上で実施すべきと考えます。

2. 光信号局内伝送路について

(1)効率性について

光信号局内伝送路(局内光ファイバ)の接続料は、同じ収容ビルに設置する伝送路でありながら、NTT 東日本殿が 428 円/芯/月、NTT 西日本殿が 285 円/芯/月と大きな値差があります。網使用料算定根拠によれば、別表のとおり、NTT 西日本殿に比べ NTT 東日本殿のほうが 1 芯あたりのコストが高い 2 芯ケーブル等の少芯ケーブルを使用している割合が高い一方で、芯線使用率は NTT 西日本殿が高くなっています。このことは NTT 東日本殿においては局内光ファイバが効率的に設置されていないことを意味しており、非効率性が反映された接続料を適用することは適切ではありません。NTT 東日本殿においては今後効率的に敷設いただくとともに、平成 24 年度接続料については NTT 西日本殿のケーブル構成比率や芯線使用率を用いて算定した額を適用すべきです。

(2)ケーブル長について

光信号局内伝送路に係る平均ケーブル長に関しても今回の申請内容では、下表のとおり NTT 東日本殿が 50.0m、NTT 西日本殿が 41.4mとなっており、過去も同様の傾向となっています。同じ収容ビル内に設置する伝送路でありながら、NTT 東西殿間で差が生じる要因について検証し非効率な部分があれば是正すべきです。

芯線長(単位m)

	H22 年度	H23 年度	H24 年度 (今回)
NTT 東日本殿	48.1	49.4	50.0
NTT 西日本殿	42.6	41.9	41.4

3. ビル／マンション等に設置された NTT 東西殿の光屋内配線使用料について

専用サービスに係る通信路設定伝送機能の接続料が値上げ申請されていることから分かるのとおり、専用サービス等のレガシー系サービスはアクセスを光ファイバとするIPやイーサネット系サービスへの移行が進んでおります。また、それに伴い加入光ファイバ回線の需要も伸び料金の低廉化が進んでいますが、現状で低廉化しているのはビル等に設置された光屋内配線を除いた部分のみとなっています。ビル等に設置された光屋内配線使用料については NTT 東西殿の接続約款に規定されているものの、「専用サービス契約約款の高速デジタル伝送サービスの1.5Mb/s 用の場合の屋内配線専用料を2で除した額を適用します。」となっており、月額1,000円/芯のまま改定されない状況となっています。

「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」情報通信審議会答申(平成21年10月16日)で示されているとおり、屋内配線は「アクセス回線の一部を構成する設備であり、サービスを事業者が提供しそれを利用者が享受する上で、その利用が事業者・利用者双方にとって不可欠となる設備」です。レガシー系サービスをIP・イーサネット系サービスに円滑に移行させるためにも、ビル等に設置された光屋内配線についても指定設備化の議論を開始し、戸建向けの光屋内配線と同様にコストベースで料金を算定する等により低廉な料金で提供する必要があるとあります。

4. 電話帳掲載手数料について

例えば、電気通信料金算定要領においては電話帳広告収入は原価から控除することとなっておりますが、NTT 東西殿の電話帳掲載手数料においては電話帳広告収入を控除していないかわりに、電話帳広告に係る費用をコストとして含めていないと認識しています。しかしながら、接続事業者のユーザにおいても NTT 東西殿の電話帳に掲載し広告を出すことは可能となっております。

また NTT 東西殿のユーザ約款においては、電話帳に掲載する場合、ユーザには重複掲載時に500円の料金が請求されますが1掲載であれば当該料金は請求されません。一方、接続事業者に対する電話帳掲載手数料は1掲載目から料金が請求されています。

これらの点から①電話帳広告に係る費用をコストに加えた上で電話帳広告収入を控除した額がどの程度になるのか、また②利用者料金と接続料金の関係について総務省殿で確認いただき、電話帳掲載手数料のコストや負担方法についての妥当性を検証すべきと考えます。

以上

別表(光信号局内伝送機能4(1))

NTT 東日本殿

ケーブル種別	2 芯ケーブル	4 芯ケーブル	6 芯ケーブル	8 芯ケーブル	16 芯ケーブル	24 芯ケーブル	32 芯ケーブル	
年経費／芯 ①	5,629	3,528	2,942	2,540	1,982	1,797	1,697	単位:円
月額②(①÷12)／芯	469	294	245	212	165	150	141	単位:円
芯線数の構成比	74.4%	14.7%	3.6%	2.0%	3.6%	1.0%	0.6%	100.0%

芯線使用率	0.729
-------	-------

NTT 西日本殿

ケーブル種別	2 芯ケーブル	4 芯ケーブル	6 芯ケーブル	8 芯ケーブル	16 芯ケーブル	24 芯ケーブル	32 芯ケーブル	
年経費／芯 ①	4,591	2,886	2,403	2,080	1,627	1,478	1,399	単位:円
月額②(①÷12)／芯	383	241	200	173	136	123	117	単位:円
芯線数の構成比④	64.8%	18.6%	6.2%	4.0%	5.2%	0.7%	0.5%	100.0%

芯線使用率	0.794
-------	-------